



和歌山市公報

令和6年（2024年）3月28日
号外第5号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

| 番号 | | ページ |
|----|--|-------------|
| 17 | 和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則 | (公園緑地課) 2 |
| 18 | 和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 | (国保年金課) 3 |
| 19 | 和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 | (総務企画課) 3 |
| 20 | 和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (総務企画課) 3 |
| 21 | 和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | (スポーツ振興課) 6 |
| 22 | 和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 | (スポーツ振興課) 6 |
| 23 | 和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | (人事課) 7 |
| 24 | 和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 | (人事課) 7 |
| 25 | 和歌山市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 | (指導監査課) 7 |
| 26 | 和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則 | (行政経営課) 9 |
| 27 | 和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則 | (総務課) 13 |
| 28 | 和歌山市公印規則の一部を改正する規則 | (総務課) 15 |
| 29 | 和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則 | (人事課) 15 |
| 30 | 和歌山市財務規則の一部を改正する規則 | (出納室) 16 |

【訓令】

| | | |
|---|--------------------------|--------------|
| 2 | 和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程 | (デジタル推進課) 19 |
| 3 | 和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 | (行政経営課) 19 |

【告示】

| | | |
|-----|--------------------------------|--------------|
| 113 | 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書） | (保険総務課) 19 |
| 114 | 公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状） | (保険総務課) 20 |
| 115 | 路区域の決定及び供用開始 | (道路管理課) 20 |
| 116 | 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 20 |
| 117 | 公示送達（差押解除通知書） | (納税課) 21 |
| 118 | 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 21 |
| 119 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出 | (自治振興課) 22 |
| 120 | 生活保護法の規定による医療機関の指定 | (生活支援第1課) 22 |
| 121 | 生活保護法の規定による医療機関の指定 | (生活支援第1課) 23 |
| 122 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの変更の届出 | (生活支援第1課) 23 |
| 123 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの休止の届出 | (生活支援第1課) 24 |
| 124 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出 | (生活支援第1課) 24 |
| 125 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出 | (生活支援第1課) 25 |
| 126 | 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (生活支援第1課) 25 |
| 127 | 生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出 | (生活支援第1課) 26 |

| | | | |
|-----|--|-----------|----|
| 128 | 生活保護法の規定により指定した介護機関からの休止の届出 | （生活支援第1課） | 27 |
| 129 | 生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出 | （生活支援第1課） | 27 |
| 130 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出 | （障害者支援課） | 28 |
| 131 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出 | （障害者支援課） | 28 |
| 132 | 児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者からの事業の廃止の届出 | （障害者支援課） | 28 |
| 133 | 道路区域の決定及び供用開始（令和6年告示第70号）の一部改正 | （道路管理課） | 29 |

【 教育委員会告示 】

| | | | |
|---|-------------|---------|----|
| 5 | 教育委員会臨時会の招集 | （教育政策課） | 29 |
|---|-------------|---------|----|

【 企業局規程 】

| | | | |
|---|-------------------------|---------|----|
| 1 | 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程 | （企業総務課） | 29 |
| 2 | 和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 | （企業総務課） | 30 |
| 3 | 和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程 | （企業総務課） | 31 |
| 4 | 和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程 | （企業総務課） | 32 |

【 企業局告示 】

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|----|
| 8 | 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による指定工事店の営業の譲受けの承認 | （企業総務課） | 32 |
| 9 | 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による排水設備等指定工事店の指定 | （企業総務課） | 32 |

【 固定資産評価審査委員会告示 】

| | | | |
|---|-----------------------------|------------------|----|
| 1 | 和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程 | （固定資産評価審査委員会事務局） | 32 |
|---|-----------------------------|------------------|----|

【 規 則 】

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第17号

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市児童遊園条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表北島鵜ノ島児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|-----------------|
| 北出島小手代児童遊園 | 和歌山市北出島字小手代89番4 |
|------------|-----------------|

別表北野城屋敷児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|----------------|
| 北野高田西児童遊園 | 和歌山市北野字高田29番18 |
| 北野高田東児童遊園 | 和歌山市北野字高田29番3 |
| | 和歌山市北野字高田29番13 |
| | 和歌山市北野字高田29番22 |
| | 和歌山市北野字高田36番5 |

別表園部上前田公園の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|-----------------|
| 園部窪里児童遊園 | 和歌山市園部字窪里1035番6 |
|----------|-----------------|

別表弘西いこいの公園の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 弘西坂本児童遊園 | 和歌山市弘西字坂本1106番9 和歌山市府中文字東畑1011番170 |
|----------|---------------------------------------|

別表森小手穂堂ノ西児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|-------------------|
| 森小手穂前之坪児童遊園 | 和歌山市森小手穂字前之坪771番9 |
|-------------|-------------------|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月25日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第18号

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項から第6項までを削り、附則第7項を附則第3項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年3月25日揭示済）

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第19号

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市保健所長に対する事務委任規則（平成15年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第15項第66号中「第44条の3第4項」を「第44条の3第7項」に改め、同項第67号中「第44条の3の2第4項」を「第44条の3の5第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月25日揭示済）

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第20号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50条の3第6項」を「第50条の6第6項」に改め、同条第2項中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50条の3第6項」を「第50条の6第6項」に改める。

第21条中「第38条第8項」を「第38条第10項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（外出自粛対象者の医療費等の申請）

第21条の2 法第44条の3の2、法第44条の3の3、法第50条の3又は法第50条の4の規定による医療費又は療養費の支給の申請は、外出自粛対象者公費負担申請書（別記様式第31号の2）により行うものとする。

別記様式第1号中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

別記様式第29号中「（あて先）」を「（宛先）」に、「管理者」を「開設者」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第31号中「（あて先）」を「（宛先）」に、「管理者」を「開設者」に改め、「㊟」を削り、「第38条第2項」を「第38条第10項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第31号の2（第21条の2関係）

外出自粛対象者公費負担申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

氏名
住所
申請者 個人番号
患者との関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第44条の3の2
第44条の3の3
第50条の3
第50条の4
の規定により

医療
療養 費の公費負担を申請します。

| | | | | | |
|---------|---|----|-----|------|-------|
| 患者の氏名 | | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住 所 | | | | | |
| 個 人 番 号 | | | | | |
| 保険者等の種別 | 健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族） 後期高齢 生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ） | | | | |

法第44条の3の3又は法第50条の4に基づき申請される方は、次も記入してください。

| | | |
|-----------------|---|----------------------------|
| 支給を受けようとする療養費の額 | 円 | ※当該医療に要した費用を証明する書類を添付すること。 |
| 緊急その他やむを得ない理由 | | |

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。
別表和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の項中「、別記様式第29号、別記様式第31号」を削る。

(令和6年3月25日揭示済)

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第21号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年条例第7号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。

(令和6年3月27日揭示済)

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第22号

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市都市公園条例施行規則（平成3年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、運動広場及びソフトボール球場」を「及び運動広場」に改める。

第7条第1項第2号中「運動広場、ソフトボール球場及び体育館」を「運動広場及び体育館」に改める。

第10条第1項第2号及び第3号の規定中「及びシャワー室」を「、シャワー室及びつつじが丘総合公園」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の幼児、児童若しくは生徒又はこれらに準ずると認められる者が、つつじが丘総合公園をアマチュアスポーツに使用する場合 利用料金の5割に相当する額の減額
- 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がつつじが丘総合公園を使用する場合 利用料金の5割に相当する額の減額

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- つつじが丘総合公園を使用しようとする日の3日前の日（その日が休場日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休場日でない日）までにその使用許可の取消しを申請し、指定管理者が取消しをした場合 全額

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(和歌山市立つつつじが丘テニスコート条例施行規則の廃止)
- 和歌山市立つつつじが丘テニスコート条例施行規則（平成30年規則第39号）は、廃止する。

(令和6年3月27日揭示済)

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第23号

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第6のイの表教員の部教諭養護教員の項中「2級13号給」を「2級17号給」に、「1級9号給」を「1級15号給」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第24号

和歌山市職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の人事評価に関する規則（平成28年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号、同条第3項第1号及び同条第4項第1号中「1月31日」を「3月31日」に改める。

第8条第6項を次のように改める。

6 評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める段階とする。

- (1) 会計年度任用職員の評語 4の段階とし、1の段階を上位、2の段階を中位、3及び4の段階を下位の段階とする。
- (2) 会計年度任用職員の全体評語 3の段階とし、1の段階を中位以上、2及び3の段階を下位の段階とする。
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員の評語及び全体評語 5の段階とし、1及び2の段階を上位、3の段階を中位、4及び5の段階を下位の段階とする。

第10条第1項中「被評価者」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第25号

和歌山市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「指定等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第41条第1項本文、法第42条の2第1項本文、法第46条第1項、法第48条第1項第1号、法第53条第1項本文、法第54条の2第1項本文及び法第58条第1項の規定による指定並びに法第94条第

1項及び法第107条第1項の許可

- (2) 法第70条の2第1項（法第78条の12、法第115条の11、法第115条の21又は法第115条の31において準用する場合を含む。）、法第79条の2第1項及び法第86条の2第1項の指定の更新並びに法第94条の2第1項及び法第108条第1項の許可の更新
- (3) 法第75条、法第78条の5、法第82条、法第89条、法第99条、法第113条、法第115条の5、法第115条の15及び法第115条の25の規定による変更届出、再開届出、廃止届出若しくは休止届出又は法第91条の規定による指定辞退申出の受理
- (4) 法第77条、法第78条の10、法第84条、法第92条、法第115条の9、法第115条の19及び法第115条の29の規定による指定の取り消し又は効力の全部若しくは一部の停止並びに法第104条及び法第114条の6の規定による許可の取消し又は効力の全部若しくは一部の停止
- (5) 法第76条の2第3項、法第78条の9第3項、法第83条の2第3項、法第91条の2第3項、法第103条第3項、法第114条の5第3項、法第115条の8第3項、法第115条の18第3項及び法第115条の28第3項の規定による命令
（指定又は許可の標示）

第3条 前条第1号の指定又は許可を受けた事業者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（事業者等情報の提供）

第4条 市長は、指定等をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下この条及び次条において「指定介護サービス事業者等」という。）に係る次に掲げる事項についての情報を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定等に係る指定介護サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者が開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）
- (3) 指定等に係る事業所又は介護保険施設の名称及び所在地並びに電話番号
- (4) 指定等に係る年月日
- (5) 指定等の有効期間満了日
- (6) サービスの種類

2 前項の規定は、法第71条第1項本文又は法第72条第1項本文（法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により法第41条第1項本文の指定又は法第53条第1項本文の指定があったものとみなされる場合における当該指定に係る事項についての情報について準用する。

（告示）

第5条 法第76条の2第4項、法第78条の9第4項、法第83条の2第4項、法第91条の2第4項、法第103条第4項、法第114条の5第4項、法第115条の8第4項、法第115条の18第4項又は法第115条の28第4項の規定による命令をした旨の公示は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 介護保険事業者番号
- (2) 公示に係る指定介護サービス事業者等の名称（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者が開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名）
- (3) 公示に係る事業所又は介護保険施設の名称及び所在地
- (4) 命令の内容及び命令をした年月日
- (5) サービスの種類

2 法第78条、法第78条の11、法第85条、法第93条、法第104条の2、法第114条の7、法第115条の10、法第115条の20又は法第115条の30の規定による公示は、省令第131条の2各号、省令第131条の14各号、省令第133条の2各号、省令第135条の2各号、省令第137条の2各号、

省令第140条の2の3各号、省令第140条の23各号、省令第140条の31各号又は省令第140条の38各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号を告示することにより行うものとする。

（雑則）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（和歌山市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）和歌山市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第52号）

（2）和歌山市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第53号）

（3）和歌山市指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成24年規則第18号）

（和歌山市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際、現に提出されている前項の規定による廃止前の和歌山市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の様式により使用されている書類は、省令で定める様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に提出されている附則第2項の規定による廃止前の和歌山市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の様式により使用されている書類は、省令で定める様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際、現に提出されている附則第2項の規定による廃止前の和歌山市指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則で定める様式により使用されている書類は、省令で定める様式によるものとみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

6 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の項、和歌山市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の項及び和歌山市指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の項を削る。

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第26号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項第3号中シを削り、スをシとし、同条第3項第2号に次のように加える。

カ 公立学校共済組合に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。

第6条の6第1項第1号カ中「との連絡調整」を削り、同条第3項に次の1号を加える。

（5）債権回収対策班 次に掲げる事務

ア 市の債権（強制徴収により徴収する債権（債権であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法律の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。）に限る。以下この号において同じ。）で他課から移管されたものの徴収及び滞納

処分に関すること。

イ 市の債権の管理に係る調査研究、助言及び総合調整に関すること。

第6条の6第4項を削る。

第6条の7第1項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改め、「擁護」の次に「住民自治の振興、市民公益活動（市民が自主的又は自発的に行う公益性を有する非営利の活動をいう。以下この項において同じ。）の推進、市民等との協働の推進並びに地域と学生の連携及び交流の促進」を加え、同項に次の4号を加える。

（4）地域振興班 次に掲げる事務

ア 市民組織に関すること。

イ その他自治振興に関すること。

ウ 支所及び連絡所（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）に関すること。

エ 地区会館に関すること。

オ 加太総合交流センターに関すること。

カ 美しいまちづくりの推進に関すること。

キ 内川美化の啓発に関すること。

ク 空き地における雑草等の除去に関すること。

（5）市民協働推進班 次に掲げる事務

ア 市民等と行政の協働の推進に関すること。

イ 市民公益活動の推進に関すること。

ウ 市民公益活動の連絡調整に関すること。

エ 花いっぱい運動に関すること。

オ その他市民公益活動に関すること。

（6）地域フロンティアセンター 次に掲げる事務

ア 地域と学生の連携及び交流の促進に関すること。

イ 地域フロンティアセンターの管理及び運営に関すること。

（7）支所及び連絡所 次に掲げる事務

ア 事務連絡及び市民の苦情処理に関すること。

イ 自治会その他の公共的団体の活動の援助に関すること。

ウ サービスセンターの取次業務に関すること。

エ 地区会館の管理に関すること。

第6条の7中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条の8第1項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、「は、一般廃棄物（ごみ）」の次に「及び産業廃棄物」を加え、同項第2号キ中「手数料の収納整理」を「収集資源の処理委託」に改め、同号中クを削り、ケをクとし、同項に次の1号を加える。

（3）産業廃棄物班 次に掲げる事務

ア 産業廃棄物処理業の許可に関すること。

イ 産業廃棄物処理施設設置許可に関すること。

ウ 熱回収施設設置者の認定に関すること。

エ 産業廃棄物の情報管理に関すること。

オ 産業廃棄物処理業の調査及び統計に関すること。

カ 産業廃棄物処理業者に対する指導に関すること。

キ 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例（平成13年条例第18号）に関すること。

ク 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に関すること。

ケ 産業廃棄物排出事業者に対する指導及び調査統計に関すること。

コ 産業廃棄物の苦情の受付及び処理に関すること。

サ 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。

シ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に関すること。

ス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。

セ 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）に係る木くずの搬入手続等に関すること。

ソ 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例（平成13年条例第17号）に関すること。

タ 和歌山県産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）に関すること。

第6条の8第3項第2号中「管理第1班」を「管理班」に改め、同号イ中「清掃工場（）」を「青岸エネルギーセンター（）」に改め、「昭和46年規則第28号」の次に「。以下この項において「清掃工場規則」という。」を加え、同号エ中「センターの施設見学」を「し尿等の処理及び処分」に改め、同号に次のように加える。

オ 青岸汚泥再生処理センター（和歌山市青岸汚泥再生処理センター規則（平成28年規則第64号）第2条の表に規定する和歌山市青岸汚泥再生処理センターをいう。）の維持管理及び整備に関すること。

カ し尿等の処理計画及び調整（センターに係るものに限る。）に関すること。

キ し尿等の搬入量及び処理の記録等に関すること。

第6条の8第3項第3号を次のように改める。

(3) 建設班 次に掲げる事務

ア 次期ごみ処理施設整備事業に関すること。

イ 青岸クリーンセンター（清掃工場規則第2条の表に規定する和歌山市青岸クリーンセンターをいう。）の維持管理及び整備に関すること。

ウ センターの施設見学に関すること。

第6条の8第6項を削る。

第6条の9第3項第1号中コを削り、サをコとし、シをサとし、スをシとする。

第6条の10第4項第1号中オを削り、カをオとし、キからケまでをカからクまでとし、同項第2号に次のように加える。

オ 健康わかやま21推進事業に関すること。

第6条の10第4項第3号中キを削り、クをキとし、ケをクとする。

第6条の12第4項中「こども総合支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第6条の13第2項第1号中「商業振興班」を「商工振興班」に改め、同号ウ中「課内他班の所管に属しない」を「工業の振興に関する」に改め、同号に次のように加える。

エ 工業団体等に関すること。

オ 和歌山市共同作業場の管理に関すること。

カ 鉱業の試掘及び採石に関すること。

第6条の13第2項第2号を削り、同項第3号に次のように加える。

ク 課内他班の所管に属しないこと。

第6条の13第2項第3号を同項第2号とする。

第6条の13の2第1項第1号ア中「本市の観光の推進」を「観光施策推進に係る戦略（次号において「戦略」という。）」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ わかちか広場の利用に関すること。

第6条の13の2第1項第2号ア中「観光プロモーション」を「戦略に基づく観光プロモーション」に改め、同号エを削り、同号オを同号エとし、同号カ中「わかちか広場」を「その他誘客に係る事業」に改め、同号カを同号オとし、同項第3号イ中「改善」の次に「並びに維持管理」を加え、同条第2項第1号イ中「こと」の次に「（国際戦略班の所管に属するものを除く。）」を加え、同号ウ中「こと」の次に「（国際戦略班の所管に属するものを除く。）」を加え、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 市民の国際理解の推進に関すること。

第6条の13の2第2項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 諸外国等の経済分野における情報収集に関すること。

第6条の13の3第1項第1号中オをケとし、その前に次のように加える。

カ 和歌山城ホールに関すること。

キ 旧市民会館に関すること。

ク 和歌の浦アート・キューブに関すること。

第6条の13の3第1項第1号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 文化芸術推進基本計画に関すること。

第6条の13の3第1項第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 博物館基本計画に関すること。

第6条の13の3第1項第4号を同項第3号とする。

第6条の16第1項中「第二阪和国道、京奈和自動車道及びこれらの関連事業の推進」を「和歌山環状北道路及び和歌山環状道路、第二阪和国道並びに京奈和自動車道の建設事業化の促進」に改め、同項第1号中「政策班」を「総務調整班」に改め、同号オ中「第二阪和国道及び」を「和歌山環状北道路及び和歌山環状道路、第二阪和国道並びに」に、「推進」を「建設事業化の促進」に改め、「こと」の次に「（各種団体に関するものに限る。）」を加え、同号中カを削り、キをカとし、同項第2号中「第二阪和・京奈和班」を「計画班」に改め、同号カ中「第二阪和国道と京奈和自動車道とを連絡する自動車専用道路」を「和歌山環状北道路及び和歌山環状道路」に改める。

別表第1財政局の部税務部の款納税課の項中「収納班」の次に「、債権回収対策班」を加え、同課債権回収対策課の項を削り、同表市民環境局の部市民部の款市民生活課の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改め、「市民相談センター」の次に「、地域振興班、市民協働推進班、地域フロンティアセンター、支所、連絡所」を加え、同課自治振興課の項を削り、同部環境部の款一般廃棄物課の項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、「管理班」の次に「、産業廃棄物班」を加え、同課青岸清掃センターの項中「管理第1班、管理第2班」を「管理班、建設班」に改め、同課産業廃棄物課の項を削り、同表健康局の部保険医療部の款介護保険課の項中「賦課徴収班」を「賦課徴収班」に改め、同表福祉局の部子ども未来部の款子ども総合支援センターの項中「子ども総合支援センター」を「子ども家庭センター」に改め、同表産業交流局の部産業部の款商工振興課の項中「商業振興班、工業振興班」を「商工振興班」に改め、同部文化スポーツ部の款文化振興課の項中「、文化施設班」を削り、同表都市建設局の部道路河川部の款道路政策課の項中「政策班、第二阪和・京奈和班」を「総務調整班、計画班」に改める。

別表第3市民環境局の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改める。

別表第3の2環境部の項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改める。

別表第5総務部の部中「公正職務専門監」を「公正職務専門主幹」に改め、同表子ども総合支援センターの部中「子ども総合支援センター」を「子ども家庭センター」に改め、同部に次のように加える。

| | | |
|-------|----|------------------------------|
| 統括支援員 | 必置 | 児童福祉及び母子保健の統括、調整等に係る事務を分掌する。 |
|-------|----|------------------------------|

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

2 市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表子ども総合支援センターの項中「子ども総合支援センター」を「子ども家庭センター」に改める。

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第27号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| (22) 地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定すること。 | | | ○ | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表備考に次のように加える。

16 この表の財務に関する事項2支出負担行為（実施伺いを含む。）に関することの（10）のアのうち、関係団体との懇談会等における職員の会食費用等を公費で負担する場合においては、支出負担行為の実施伺いを起案する前に、別途公費負担の実施伺いを必要とする。なお、別途公費負担の実施伺いは局長専決とし、倫理監督官に合議しなければならない。

別表第2 個別決裁事項の総務局総務部に関する事項の表人事課の項第9号中「事務補助員」の次に「、一時預かり事業担当保育士及び代替保育調理業務員」を加える。

別表第2 個別決裁事項の総務局総務部に関する事項の表デジタル推進課の項第2号を次のように改める。

| | | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| 2 システム評価に関すること。 | 軽易なもの | 重要なもの | | | | | |
|-----------------|-------|-------|--|--|--|--|--|

別表第2 個別決裁事項の市民環境局市民部に関する事項の表市民生活課の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改め、同項に次のように加える。

| | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|--|---|--|--|
| 5 地縁による団体の認可を行うこと。 | | | | ○ | | |
| 6 認可地縁団体印鑑登録に関する届出及び申請を受理すること。 | ○ | | | | | |
| 7 認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例制度に係る公告をすること。 | | ○ | | | | |
| 8 認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例制度に係る通知をすること。 | ○ | | | | | |
| 9 空き地における雑草等の除去に関する調査及び指導、勧告等を行うこと。 | ○ | | | | | |

別表第2 個別決裁事項の市民環境局市民部に関する事項の表自治振興課の項を削る。

別表第2 個別決裁事項の市民環境局環境部に関する事項の表一般廃棄物課の項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、同項に次のように加える。

| | | | | | | |
|--|--|--------------|------|--|-----|--|
| 7 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は許可の取消しを行うこと。 | | 更新許可 変更許可 | 新規許可 | | 取消し | |
|--|--|--------------|------|--|-----|--|

| | | | | | | |
|---|--|------|--------------|--|-------------|--|
| 8 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者への停止命令又は改善命令を行うこと。 | | 改善命令 | 停止命令 | | | |
| 9 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可又は許可の取消しを行うこと。 | | | 更新許可 変更許可 | | 新規許可 取消し | |
| 10 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業者への停止命令又は改善命令を行うこと。 | | 改善命令 | 停止命令 | | | |
| 11 産業廃棄物処理施設の設置又は許可の取消しを行うこと。 | | | | | ○ | |
| 12 産業廃棄物処理施設の停止命令又は改善命令を行うこと。 | | 改善命令 | 停止命令 | | | |
| 13 産業廃棄物処理施設である熱回収施設の認定又は認定の取消しを行うこと。 | | | 認定更新 | | 新規認定 取消し | |
| 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）における解体業及び破碎業の許可又は許可の取消しを行うこと。 | | | 更新許可 変更許可 | | 新規許可 取消し | |
| 15 使用済自動車の再資源化等に関する法律における解体業及び破碎業者への命令又は停止命令を行うこと。 | | 命令 | 停止命令 | | | |
| 16 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく改善命令又は代執行を行うこと。 | | 改善命令 | | | 代執行 | |

別表第2個別決裁事項の市民環境局環境部に関する事項の表産業廃棄物の項を削る。

別表第2個別決裁事項の福祉局こども未来部に関する事項の表こども総合支援センターの項中「こども総合支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

別表第2個別決裁事項の産業交流局観光国際部に関する事項の表和歌山城整備企画課の項に次のように加える。

| | | | | | | |
|----------------|-------|-------|--|--|--|--|
| 5 和歌山城公園及び岡公園内 | 定例又は軽 | 重要なもの | | | | |
|----------------|-------|-------|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|-------------------------------------|------|--|--|--|--|--|
| での無人航空機（ドローン、ラジコン機等をいう。）の使用を許可すること。 | 易なもの | | | | | |
|-------------------------------------|------|--|--|--|--|--|

別表第2個別決裁事項の都市建設局建築住宅部に関する事項の表住宅政策課の項第10号及び第11号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第28号

和歌山市公印規則の一部を改正する規則

和歌山市公印規則（平成4年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表26の項中「及び妊婦健康診査」を「、妊婦健康診査、アピアランスケア支援事業、がん検診及び健康診査」に改め、同表40の項中「債権回収対策課長」を「納税課長」に、「徴収に係る財産の差押え、交付要求及び参加差押え、差押財産の換価、徴収猶予及び換価猶予並びに支払督促、訴訟等の申立て用」を「徴収及び滞納処分に係る文書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第29号

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市職員被服等貸与規則（昭和63年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表市民生活課の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改める。

別表一般廃棄物課の項を次のように改める。

| | | | | | |
|--------|-------------|-------------|----------|---|--|
| 廃棄物対策課 | 現場作業に従事する職員 | 作業服（上、下） | 2 | 3 | |
| | | ヘルメット | 1 | 5 | |
| | | ゴーグル | 1 | 2 | |
| | | 雨着 | 1 | 2 | |
| | | 軍手 | 3 | 1 | |
| | | 耐油性手袋 | 2 | 1 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 2 | |
| | | 安全靴 | 1 | 2 | |
| | | 現場調査に従事する職員 | 作業服（上、下） | 2 | |
| | ヘルメット | | 1 | 5 | |
| | 防じん眼鏡 | | 1 | 2 | |
| | 防じんマスク | | 1 | 2 | |
| | 雨着 | | 1 | 2 | |
| | 防寒着 | | 1 | 5 | |
| | ゴム長靴 | 1 | 2 | | |

| | | | | |
|--|-----|---|---|--|
| | 安全靴 | 1 | 2 | |
|--|-----|---|---|--|

別表産業廃棄物課の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第30号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第42条の見出し中「徴収」を「公金の徴収」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者」に、「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「第3項」を「第2項に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「公金収納受託者は」を「指定公金事務取扱者は」に改め、「当該」を削り、「を受けた」の次に「公金の徴収又は収納に係る」を加え、同項ただし書中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第6項とする。

第42条の2を削る。

第45条第1項中「20日」を「30日」に改める。

第54条第17号を削り、同条第18号を同条第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 金融機関等に支払う手数料等の経費

第66条の見出し中「支出事務」を「公金の支出事務」に改め、同条第1項中「施行令165条の3第1項の規定により支出の事務の委託を受けた者（以下「公金支払受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者は、公金を支出したとき」に改める。

第74条及び第75条を次のように改める。

第74条及び第75条 削除

第81条中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第89条第6項第9号を削る。

第112条第3項中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第231条第2項中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表第1市民環境局の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に、「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、同表都市建設局の項中「道路政策課政策班長」を「道路政策課総務調整班長」に改める。

別表第3財政局の部税務部の款納税課の項中「市税に係る」を削り、同款債権回収対策課の項を削り、同表市民環境局の部市民部の款市民生活課の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改め、「取り扱う」の次に「使用料、」を加え、同款自治振興課の項を削り、同部環境部の款一般廃棄物課の項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、同款産業廃棄物課の項を削る。

別表第4財政局の部税務部の款納税課の項中「市税に係る」を削り、同款債権回収対策課の項を削り、同表市民環境局の部市民部の款市民生活課の項中「市民生活課」を「市民自治振興課」に改め、「取り扱う」の次に「使用料、」を加え、同款自治振興課の項を削り、同部環境部の款一般廃棄物課の項中「一般廃棄物課」を「廃棄物対策課」に改め、同款産業廃棄物課の項を削る。

第25号様式（その6）を次のように改める。

第25号様式（その6） 削除

第25号様式（その11）の次に次の1様式を加える。

第25号様式(その12)

□

和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付金
領収証書

| | | |
|--|------------|-------|
| 会計区分 | 年度 | 出納員 様 |
| 款 | | |
| 項 | | |
| 目 | | |
| 節 | | |
| 説明 | | |
| <p>元金</p> <p>利息</p> <p>違約金</p> <p>合計</p> | | |
| <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> | | |
| 現金取扱員 | 和歌山市指定金融機関 | |

出納員において保管してください

□

和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付金
払込書

| | |
|--|---------------|
| 会計区分 | 年 度 |
| 款 | |
| 項 | |
| 目 | |
| 節 | |
| 説明 | |
| <p>元金</p> <p>利息</p> <p>違約金</p> <p>合計</p> | |
| <p>和歌山市指定金融機関へ上記のとおり払い込みます。</p> <p>年 月 日</p> | |
| 出納員 | 和歌山市指定金融機関 課長 |
| 現金取扱員 | |

和歌山市指定金融機関保管

□

和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付金
領収済通知書

| | | |
|--|---------------------------|-------|
| 会計区分 | 年 度 | 出納員 納 |
| 款 | | |
| 項 | | |
| 目 | | |
| 節 | | |
| 説明 | | |
| <p>元金</p> <p>利息</p> <p>違約金</p> <p>合計</p> | | |
| <p>上記の金額を領収しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> | | |
| 現金取扱員 | (宛先) 和歌山市会計管理者 和歌山市指定金融機関 | |
| | 元金区分 | |
| | 利息区分 | |

和歌山市指定金融機関—出納室

第28号様式（その1）及び第28号様式の2（その1）中「市県民税」を「市県民税・森林環境税」に改める。

第69号様式（その2）中「卸売市場事業特別」を削り、「債権回収対策課」を「納税課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市財務規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市財務規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和6年3月28日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第2号

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「は、」の次に「行政の情報化全体を指導統括する最高情報統括責任者（CIO）として、」を加える。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

別表第1委員長の部中「総務局に属する事務を担当する副市長」を「市長」に改め、同表副委員長の部中「総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長」を「総務局に属する事務を担当する副市長」に改め、同表委員の部公営企業管理者の項の前に次のように加える。

| |
|-------------------------|
| 総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長 |
|-------------------------|

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月27日揭示済）

和歌山市訓令第3号

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

和歌山市職員安全衛生管理規程（昭和63年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3 ども総合支援センターの項を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| ども家庭センター | ども家庭センター長 |
|----------|-----------|

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月28日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第113号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方

税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 |
|-------|------------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療保険料 |

(別紙省略)

(令和6年3月25日揭示済)

和歌山市告示第114号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 | 備考 |
|-------|------------|---------------------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療保険料 | 納期は、令和6年4月11日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和6年3月25日揭示済)

和歌山市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 起点 終点 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|--------|--------|----------------|-----------|-----------|
| 26-131 | 坂田磯の浦線 | 和歌山市磯の浦268番5地先 | 996.7 | 10.10 |
| | | 和歌山市磯の浦333番4地先 | | ~ |
| | | | | 109.40 |

(令和6年3月25日揭示済)

和歌山市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|------|-----|---------|-----|-----------|-----------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------|--------|---------------|---|-------|-------------------|
| 23-67 | 楠見67号線 | 和歌山市大谷356番2地先 | 旧 | 32.00 | 2.30 ～ 2.90 |
| | | 和歌山市大谷356番4地先 | 新 | 32.00 | 4.00 ～ 5.00 |
| 23-68 | 楠見68号線 | 和歌山市大谷356番4地先 | 旧 | 16.50 | 1.90 ～ 2.40 |
| | | 和歌山市大谷355番3地先 | 新 | 16.50 | 4.40 ～ 4.80 |

(令和6年3月25日揭示済)

和歌山市告示第117号

不動産参加差押解除通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき不動産参加差押解除通知書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

| | |
|--------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 |
| 株式会社大英 | 大阪府吹田市上山手町25番18-302号 |

(令和6年3月27日揭示済)

和歌山市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長(m) | 幅員(m) |
|-------|--------|---------------|-----|--------|-------------------|
| 16-87 | 宮前87号線 | 和歌山市南出島5番2地先 | 旧 | 121.80 | 3.00 ～ 3.30 |
| | | 和歌山市中島560番1地先 | 新 | 121.80 | 4.00 ～ 5.30 |
| 16-87 | 宮前87号線 | 和歌山市中島560番1地先 | 旧 | 120.00 | 2.90 ～ 3.40 |
| | | 和歌山市中島551番5地先 | 新 | 120.00 | 5.30 ～ 6.10 |

| | | | | | |
|--------|----------|---|---|--------|---------------------|
| 16-87 | 宮前87号線 | 和歌山市杭ノ瀬103番4地先 ～ 和歌山市杭ノ瀬103番4地先 | 旧 | 55.40 | 2.90 ～ 6.40 |
| | | | 新 | 55.40 | 6.80 ～ 16.00 |
| 24-10 | 西和佐10号線 | 和歌山市栗栖1005番1地先 ～ 和歌山市栗栖1010番2地先 | 旧 | 52.00 | 1.80 ～ 4.50 |
| | | | 新 | 52.00 | 6.00 ～ 10.20 |
| 30-108 | 東山東108号線 | 和歌山市黒岩195番地先 ～ 和歌山市黒岩196番1地先 | 旧 | 22.90 | 1.70 ～ 1.90 |
| | | | 新 | 22.90 | 5.50 |
| 30-109 | 黒谷黒岩線 | 和歌山市黒岩182番4地先 ～ 和歌山市黒岩196番1地先 | 旧 | 58.20 | 2.90 ～ 11.40 |
| | | | 新 | 58.20 | 6.80 ～ 11.40 |
| 35-102 | 加太102号線 | 和歌山市加太2201番501地先 ～ 和歌山市加太2201番533地先 | 旧 | 172.70 | 4.10 ～ 10.20 |
| | | | 新 | 172.70 | 21.50 ～ 84.10 |

(令和6年3月27日揭示済)

和歌山市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------|------------|----------------|----------------|-----------|
| 馬場栗栖自治会 | 代表者の氏名及び住所 | 松本俊二 (住所省略) | 栗山雅年 (住所省略) | 令和6年3月20日 |

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------|-------------------|--------------------------|-----------|
| 和歯新228-5 | 医療法人有真会 やまにし歯科医院 | 和歌山市西庄235番地14 | 令和5年12月1日 |
| 和薬新278-5 | アットホーム薬局 | 和歌山市和佐関戸22番地1 | 令和6年1月1日 |
| 和医新502-5 | なないろこどもクリニック | 和歌山市吹上2丁目4-46 ニチホス医療ビル2階 | 令和6年1月1日 |
| 和薬新279-5 | おれんじ薬局 | 和歌山市和歌川町9-41 | 令和6年1月1日 |
| 和歯新501-5 | 医療法人 粉川レディースクリニック | 和歌山市六十谷366-4 | 令和6年2月1日 |
| 和歯新229-5 | 藤田歯科 | 和歌山市北島433-18 | 令和6年2月1日 |
| 和薬新280-5 | さつき薬局 | 和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁22番 | 令和6年3月1日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指定年月日 |
|----------|---------------|----------------------------|-----------------|---------------------------|----------|
| 和訪新110-5 | メイクライフファン合同会社 | 和歌山市六十谷1339-49 | サンライズ訪問看護ステーション | 和歌山市大谷93-10 | 令和6年1月1日 |
| 和訪新111-5 | 株式会社龍木堂 | 和歌山市松江北7丁目5-17 | 訪問看護ステーション龍木堂 | 和歌山市古屋215-1 | 令和6年1月1日 |
| 和訪新112-5 | 合同会社 咲 | 和歌山市田尻244-11 | 訪問看護ステーションみどり | 和歌山市三葛265-1 セジュール三葛2階205号 | 令和6年2月1日 |
| 和訪新113-5 | 株式会社Athena | 和歌山市吉田681番地 ISSビル3階 | 訪問看護ステーションえにし | 和歌山市吉田681番地 ISSビル3階 | 令和6年2月1日 |
| 和訪新114-5 | セントケア和歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水I103 | セントケア看護小規模城北 | 和歌山市東布経丁3丁目6番地 | 令和6年2月1日 |
| 和訪新115-5 | 合同会社m&m | 和歌山市吉礼83-1 リバーサイドV102号 | あんど訪問看護 | 和歌山市吉礼83-1 リバーサイドV102号 | 令和6年3月1日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------|--------------------|-------------|------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 和医新458 -31 | 医療法人清和会 和歌山形成外科 | 名称 | 和歌山けいせい静 脈瘤クリニック | 医療法人清和会 和 歌山形成外科 | 令和5年1 0月18日 |
| 和訪新108 -5 | 訪問看護あすな ろ | 事業所の 所在地 | 和歌山市駕町35 石見マンション4 06号室 | 和歌山市駕町35 エスポワール駕町4 06号室 | 令和6年2 月22日 |

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|---------------|------------------|---------------------|------------|
| 和医新219 -26 | はやし整形外科 | 和歌山市和歌浦西1丁目1-1 0 | 令和5年12月18日 |
| 和薬新120 -26 | そうごう薬局 和歌浦 西店 | 和歌山市和歌浦西1丁目1-1 4 | 令和5年12月17日 |

（令和6年3月28日揭示済）

和歌山市告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|------------------|-----------------------------|------------|
| 和歯新67- 26 | 末兼歯科医院 | 和歌山市加太1070 | 令和5年4月24日 |
| 和歯新226 -5 | やまにし歯科 | 和歌山市西庄235-14 | 令和5年11月30日 |
| 和医新67- 26 | タナカ眼科 | 和歌山市福町37番地 | 令和6年1月10日 |
| 和医新271 -26 | 前田眼科医院 | 和歌山市田中町5丁目1番地 の15 田端ビル2階 | 令和5年11月9日 |
| 和医新437 -29 | なないろこどもクリニッ ク | 和歌山市吹上2丁目4-46 ニチホス医療ビル2F | 令和5年12月31日 |

| | | | |
|---------------|------------|---------------------|------------|
| 和歯新105 -26 | 藤田歯科 | 和歌山市北島433-18 | 令和6年1月31日 |
| 和医新23- 26 | 福町調剤薬局 | 和歌山市福町36番地 | 令和5年12月31日 |
| 和薬新250 -4 | 保険調剤薬局ヘルシー | 和歌山市和歌川町9-41 | 令和5年12月31日 |
| 和歯新44- 26 | 大道歯科医院 | 和歌山市鳴神132-8 | 令和5年10月31日 |
| 和医新293 -26 | 飯沼内科医院 | 和歌山市直川1297 | 令和6年2月7日 |
| 和医新219 -26 | はやし整形外科 | 和歌山市和歌浦西1丁目1- 10 | 令和6年2月17日 |
| 和歯新220 -4 | 和歌山ひまわり歯科 | 和歌山市東蔵前丁39 | 令和6年1月26日 |

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|--------------|---------------------|------------------|---------------------------|---------------|
| 和訪新8 7-3 | 川福石油 株式会社 | 橋本市高野口町名 古曾942-1 | 訪問看護ステ ーション優々 | 和歌山市吉礼83-1 リバーサイドV102号 | 令和6年2 月29日 |

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------|----------------------|-----------------|-------------------------|---------------------------------------|------------------|
| セントケア和 歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺 840番地の39 | セントケアホ ーム中之島 | 和歌山市中 之島380 番地の10 | 認知症対応型共同生活介 護・介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 令和6 年1月 1日 |
| セントケア和 歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺 840番地の39 | セントケアホ ーム城北 | 和歌山市東 布経丁3丁 目6番地 | 認知症対応型共同生活介 護・介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 令和6 年1月 1日 |

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------------------|--------------------------------|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------|--------------------------|-----------------------------------|------------|
| 株式会社 ケアプリュス | 和歌山市加納208番地12 | フィオーレ | 和歌山市加納208番地12 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 開設者の所在地 | 和歌山市加納197番地1 | 和歌山市加納208番地12 | 平成30年3月21日 |
| 株式会社 ケアプリュス | 和歌山市加納208番地12 | フィオーレ | 和歌山市加納208番地12 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 事業所の所在地 | 和歌山市加納197番地1 | 和歌山市加納208番地12 | 平成30年3月21日 |
| 株式会社 ジュネス | 和歌山市木ノ本253-1 | きのもと訪問介護 | 和歌山市木ノ本1054-1 レオパレスK SPIRIT 葵107号 | 訪問介護・第1号訪問事業 | 事業所の所在地 | 和歌山市木ノ本253番3 | 和歌山市木ノ本1054-1 レオパレスK SPIRIT 葵107号 | 平成30年5月21日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 東京都港区港南2丁目15番3号 品川インターシティC棟12階 | さくらそう和歌山 | 和歌山市四番丁20 | 訪問介護・第1号訪問事業 | 開設者の所在地 | 東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル17階 | 東京都港区港南2丁目15番3号 品川インターシティC棟12階 | 令和5年12月24日 |
| 社会福祉法人 安原福祉会 | 和歌山市松原306番地の5 | あいの里 | 和歌山市相坂651-3 | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援 | 事業所の所在地 | 和歌山市松原306-1 | 和歌山市相坂651-3 | 平成25年6月1日 |
| 株式会社 心和 | 和歌山市雄松町1丁目61番地1 | デイサービス 心和 | 和歌山市雄松町1丁目61-1 | 地域密着型通所介護・第1号通所事業 | 事業所の所在地 | 和歌山市小松原6丁目1-51 | 和歌山市雄松町1丁目61-1 | 令和5年1月1日 |
| 株式会社 | 和歌山市 | ケアブ | 和歌山市雄 | 居宅介護支 | 事業 | 和歌山市小 | 和歌山市雄 | 令和5 |

| | | | | | | | | |
|---------------|------------------|-----------------|----------------------------|---------------|---------|--------------------------|----------------------------|-----------|
| 心和 | 雄松町1丁目61番地1 | ラン心和 | 松町1丁目61-1 | 援 | 所の所在地 | 松原6丁目1-51 | 松町1丁目61-1 | 年1月1日 |
| 株式会社彩葉 | 和歌山市吉礼627番地18 | ケアチームシヤイニーSmile | 和歌山市吉礼622番地2-110 | 訪問介護・第1号訪問事業 | 事業所の所在地 | 和歌山市有家243番地3-106 | 和歌山市吉礼622番地2-110 | 令和5年2月1日 |
| 株式会社あすなろ | 和歌山市北中間町7番地 | 訪問看護あすなろ | 和歌山市駕町35 エスポワール 駕町406号室 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 事業所の所在地 | 和歌山市駕町35 石見マンション406号室 | 和歌山市駕町35 エスポワール 駕町406号室 | 令和6年2月22日 |
| 合同会社晴 | 和歌山市府中318-9 | ケアプランセンター晴 | 和歌山市杭ノ瀬333-27 第一広田マンション102 | 居宅介護支援 | 事業所の所在地 | 和歌山市黒田310-5 | 和歌山市杭ノ瀬333-27 第一広田マンション102 | 令和6年3月1日 |
| 有限会社和歌山サンクリーン | 和歌山市市小路30-1 | 居宅介護支援事業所さくら | 和歌山市船所191-1 | 居宅介護支援 | 事業所の所在地 | 和歌山市市小路30-1 | 和歌山市船所191-1 | 令和5年10月1日 |
| セントケア和歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺840番地の39 | セントケア紀の川 | 和歌山市福島361-1 サーパス福島3号 | 訪問介護・第一号訪問事業 | 事業所の所在地 | 和歌山市福島336番地 森倉庫付事務所1・2階F | 和歌山市福島361-1 サーパス福島3号 | 令和5年5月1日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------|------------|
| 医療法人青松会 | 和歌山市島橋東ノ丁1-15 | 青松会在宅介護支援センター | 和歌山市北島325-106 | 居宅介護支援 | 令和5年12月31日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------|-----------------|--------------|------------------------|-------------------|-----------|
| 川福石油株式会社 | 橋本市高野口町名古曾942-1 | 訪問看護ステーション優々 | 和歌山市吉礼83-1 リバーサイドV102号 | 訪問看護・介護 予防訪問看護 | 令和6年2月29日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 廃止年月日 |
|------------|--------|-------------|------------|--------------------|--------|----------------|-----------|----------|
| 3010123473 | 結 | 和歌山市府中1233 | 自立訓練（生活訓練） | 知的障害者、精神障害者、難病等対象者 | 株式会社吉兆 | 和歌山市弘西1037番地 | 令和3年4月1日 | 令和6年1月1日 |
| 3010122632 | つぼみ作業所 | 和歌山市北島82-28 | 就労継続支援B型 | 特定なし | 合同会社吉兆 | 和歌山市弘西1037番地 | 平成30年5月1日 | 令和6年2月1日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 廃止年月日 |
|------------|--------|--------------|---------|--------------|--------|----------------|----------|----------|
| 3030123297 | 縁 | 和歌山市府中1233-6 | 計画相談支援 | 特定なし | 株式会社吉兆 | 和歌山市弘西1037 | 令和4年1月1日 | 令和6年2月1日 |

(令和6年3月28日掲示済)

和歌山市告示第132号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第24条の37第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 廃止年月日 |
|----------------|--------|------------------|---------|--------------|------------|----------------|--------------|--------------|
| 30701 01187 | 縁 | 和歌山市府中 1233-6 | 障害児相談支援 | 特定なし | 株式会社 吉兆 | 和歌山市弘西 1037 | 令和4年 1月1日 | 令和6年 2月1日 |

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市告示第133号

道路区域の決定及び供用開始（令和6年告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

表26-229の項中「26-229」を「14-16」に改める。

(令和6年3月28日揭示済)

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第5号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年3月25日

和歌山市教育委員会

教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年3月28日（木） 午後4時45分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 2月定例会市議会について
 - (2) 夜間中学の設置について
 - (3) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
 - (4) 人事案件について
 - (5) その他

(令和6年3月25日揭示済)

【 企業局規程 】

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第1号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「さきに」を「先に」に改める。

第44条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第50条及び第51条を次のように改める。

第50条及び第51条 削除

第148条の2第1項の表下水道部の項中「下水道企画課副課長」を「下水道企画建設課副課長」に、「下水

道企画課企画班長」を「下水道企画建設課企画班長」に改める。

第158条第1項中「経理課長を経由して管理者の」を「和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）に定めるところにより」に改める。

第162条第2項中「作成し、」の次に「翌年度の」を加え、「の決裁を受け」を「に提出し」に改める。

別表第2中

「

| | | | |
|----|-------------|------|---|
| 23 | 送金依頼書 | 50 | を |
| 24 | 送金通知書 | 50 | |
| 25 | 送金通知書再交付申請書 | 51-1 | |
| 26 | 支払未済証明書 | 51-1 | |

」

「

| | | | |
|----|----|----|-------|
| 23 | 削除 | 削除 | に改める。 |
| 24 | 削除 | 削除 | |
| 25 | 削除 | 削除 | |
| 26 | 削除 | 削除 | |

」

第23号様式から第26号様式までを次のように改める。

第23号様式から第26号様式まで 削除

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第2号

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|
| (14) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者又は同法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定すること。 | | | ○ | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|

別表第1 共通決裁事項の財務に関する事項の表備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 この表の財務に関する事項2 支出負担行為（実施伺いを含む。）に関することの（30）のうち、関係団体との懇談会等における職員の会食費用等を公費で負担する場合においては、支出負担行為の実施伺いを起案する前に、別途公費負担の実施伺いを必要とする。

なお、別途公費負担の実施伺いは局長専決とし、倫理監督官に合議しなければならない。

別表第2 個別決裁事項の下水道部に関する事項の表下水道企画課の項中「下水道企画課」を「下水道企画建設課」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第3号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程（平成12年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表経営管理部の項中「下水道企画課」を「下水道企画建設課」に改める。

第4条の4第1項各号列記以外の部分中「下水道企画課」を「下水道企画建設課」に改め、「計画」の次に「整備」を加え、同項第1号ウ中「請求」の次に「及び実施報告等」を加え、同項第2号エ中「他課及び」を削り、同項に次の2号を加える。

(3) 設計班 次に掲げる事務

- ア 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。
- イ 公共下水道等の管渠（改築事業を含む。）の設計に関すること。
- ウ 公共下水道等の管渠の災害復旧の設計に関すること。
- エ 課に属する用地に関すること。

(4) 建設班 次に掲げる事務

- ア 公共下水道等の管渠（改築事業を含む。）の施工に関すること。
- イ アに掲げる管渠の災害復旧の施工に関すること。

第4条の4第4項を削り、同条第5項を第4項とする。

別表下水道部の部を次のように改める。

| | | |
|------|----------|--------------------------------|
| 下水道部 | 下水道企画建設課 | 企画班、計画班、設計班、建設班 |
| | 下水道管理課 | 管理班、施設班、工事班 |
| | 終末処理場管理課 | 水質管理班、中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処理場 |
| | 下水道施設課 | 施設班、設備班 |

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第4号

和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第3条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第4条中「第21条の14第1項第3号及び第4号」を「第21条の13第1項第3号及び第4号」に改める。

第5条中「第21条の15」を「第21条の14」に改め、同条第4号中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第8号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第7条の規定により指定工事店の営業の譲受けを承認したので、同条例第18条第2号の規定により告示する。

令和6年3月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

| | |
|-------|-----------|
| 指定番号 | 第007号 |
| 変更年月日 | 令和6年3月12日 |

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------|------------|
| 指定工事店名 | 鍛冶寅商店 | 鍛冶寅商店株式会社 |
| 営業所所在地 | 和歌山市西庄908番地1 | |
| 代表者氏名 | 寺本敏彦 | 代表取締役 寺本敏彦 |

（令和6年3月25日揭示済）

和歌山市企業局告示第9号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第2条第2項の規定により排水設備等指定工事店として令和6年3月18日付けで新たに指定したので、同条例第18条第1号の規定により告示する。

令和6年3月26日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

| 指定工事店番号 | 指定工事店名 | 所在地 | 代表者名 |
|---------|---------------------|-------------|------------|
| 第955号 | 株式会社クラシアン和歌山 営業所 | 和歌山市鳴神967-1 | 代表取締役 今田健治 |
| 第917号 | 株式会社藤本工業 | 和歌山市神前377-6 | 代表取締役 藤本雅弘 |

（令和6年3月26日揭示済）

【 固定資産評価審査委員会告示 】**和歌山市固定資産評価審査委員会告示第1号**

和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

和歌山市固定資産評価審査委員会
委員長 田中繁夫

和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市固定資産評価審査委員会規程（平成11年固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「主幹補」を「主幹補 副主幹補」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月28日揭示済）